

史跡等整備基本計画－標準となる構成 作成の留意点－

史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書
(平成27年(2015)文化庁文化財部記念物課)より

1. 計画策定の経緯と目的

(1) 計画策定の経緯

整備基本計画の策定の背景・経緯について記述する。保存管理計画あるいは保存活用計画との関係についても記述する。

(2) 計画の目的

整備基本計画の目的を記述する。

(3) 委員会の設置

計画策定のために設置した委員会の名簿、審議経過等の概要を記述する。

委員会の構成は、史跡等の関係分野の専門家、活用に対する助言者、他の機関・部局など幅広く対象に含めることが望ましい。

状況に応じて、専門家・有識者の委員会とは別に、パブリックコメントや地域住民の合意形成の場、活用に関わる諸団体との意見交換の場を設置した場合には、それらの開催の経緯についても記載する。

(4) 関連計画との関係

総合計画その他の計画(都市計画、まちづくり計画等)との関係を記述する。総合計画等の上位計画及び他の土地利用計画等と関連付けたりすることが望ましい。

2. 計画地の現状

(1) 自然的環境

史跡等の指定地とその周辺の位置と立地、気象、地形・地質、植生、動物、景観など自然環境に関する把握を行う。

(2) 歴史的環境

地域の歴史的、文化的文脈における当該史跡等の位置付けを明確にするために、周辺地域における関連の文化財等について把握を行う。

(3) 社会的環境

人口、産業、交通、土地所有及び土地利用、都市計画等の上位計画、地域資源(観光・レクリエーション・文化財)、法的規制、地域住民の要望等について把握する。

3. 史跡等の概要および現状と課題

以下の様々な側面からみた現状の課題を整理する。

(1) 史跡等指定の状況

史跡等本質的価値に関わる指定理由を明確にする。

(2) 史跡等の概要

発掘調査・史料調査・実測調査・自然環境調査等によって判明した事実を踏まえ、史跡等の本質的価値とその構成要素の保存状況・分布状況、公有化状況等を把握し、課題を明確に

する。

(3) 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

史跡等の現状における公開・活用等の利用状況や、地元住民等の公開・活用に対する要望
他、文化・教育行政、都市計画行政、建設土木行政、公園行政、農林水産行政、観光行政
等に関連する諸条件を把握し、課題を整理する。

(4) 広域関連整備計画

地域に所在する文化的資源の総体を視野に入れ、それらの保存と活用、当該事業との関連
について明確にし、課題を整理する。

4. 基本方針

(1) 基本理念と基本方針

課題の解決を念頭に、史跡等の本質的な価値の保存と顕在化、関連する文化的資源の活用、
地域に根ざした保存と活用、地域づくり・まちづくりにおける位置付けを基本理念の中で明
確にする。

5. 整備基本計画

(1) 全体計画及び地区区分計画

全体計画と地区区分（ゾーニング）計画を整合させ、各地区の特性に応じた整備の方針に
ついて明示する。史跡等が本来持っていた空間配置及び各空間が果たしていた機能等につい
て復元的な考察を行い、地区区分や計画に反映させることも必要である。

(2) 遺構保存に関する計画

地上に遺構が表出しているものと地下に埋蔵されているものとに分けて保存手法を検討し、
必要に応じ保存科学的手法の導入も検討する。

(3) 歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画

歴史的建造物・石垣・庭園等が毀損または衰亡している場合は、調査に基づき復旧する方
法を明示する。

(4) 動線計画

エントランスやサブエントランス、見学者動線・管理用動線等の別を明らかにする必要が
ある。

(5) 地形造成に関する計画

地形復元を基本とし、給排水機能の確保についても検討が必要である。

(6) 遺構の表現に関する計画

遺構の規模や性格の他、空間利用のあり方、往事の環境等が適切に伝わるように、表現に
必要な材料・工法等を示す必要がある。

(7) 修景および植栽に関する計画

植栽の機能に配慮しつつ、適切な樹種・数量・緑量による修景の計画を具体化する必要が
ある。

(8) 案内・解説施設に関する計画

史跡等に関する様々な情報や、各種遺構に関する説明を文字・図面・写真・音声・画像・

映像などを用いて情報提供する施設を検討する。樹根が遺跡に悪影響を与えないか考慮する必要がある。

(9) 管理施設および便益施設に関する計画

来訪者が快適に見学等できるように、必要最小限の休憩施設・便所・ベンチ・照明等の位置等について示す必要がある。

(10) 公開・活用およびそのための施設に関する計画

屋内展示および体験学習等を通じて史跡等に対する理解を促す施設について、規模・形態・外観・位置等を示す必要がある。

(11) 周辺地域の環境保全に関する計画

史跡等の周辺地の景観に関して具体的な制御手法を示す必要がある。

(12) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

地域全体の視点から当該史跡等と関連する文化財等との関係を把握し、包括的な整備活用方法を示す必要がある。

(13) 整備事業に必要な調査等に関する計画

遺構の保存や修復、表現等に必要な部分についての発掘調査の計画等を示す必要がある。設計等に必要な測量調査、地盤調査なども検討する必要がある。

(14) 公開・活用に関する計画

整備事業の実施時期にかかわらず、各段階における公開・活用が必要であり、多彩な取り組みを示す必要がある。

(15) 管理・運営に関する計画

整備事業の実施時期にかかわらず、各段階における管理・運営が必要であり、管理の内容や手法等を示す必要がある。

(16) 事業計画

事業の内容・期間・工程等を示す必要がある。

6. 完成予想図

パース等でわかりやすい完成予想図を示す必要がある。

※ は、今後特に加筆・追加検討等が必要となる事項